

【アメリカ】インターネット通販に係る売上税・使用税をめぐる動向

米国では、各州が売上税あるいは使用税を課しているが、インターネット通販事業の拡大にともない、州が州外のインターネット通販事業者に、自州民の購入に係る税の徴収を負わせることができるかが問題となってきた。1992年の連邦最高裁判決は、州が「物理的存在」をその州に有さない通販事業者に税の徴収責任を負わせることは連邦議会の立法なくしてできないとしたが、近年、事務所や倉庫等を州内に持たない通販事業者にも徴税を課す州法が、いくつかの州で成立している。自州内でのアソシエイト（通販事業者のサイトへのリンク等による商品勧誘協力者）等の存在を要件に、ニューヨーク州法が州内に物理的存在のない通販事業者に徴税の責任を負わせていることに関する米国アマゾン等と同州との訴訟について、2013年12月2日、連邦最高裁はアマゾン等の上訴を受理せず退けた。通販事業者からは連邦議会の統一的な措置を求める声が出ており、2013年5月に連邦上院を通過した法案（S.743）等の行方が注目される。（海外立法情報課・ローラー ミカ）

【アメリカ】無人航空機をめぐる連邦と州議会の動向

無人航空機は軍事用としては半世紀以上の歴史があるが、国土安全保障や法執行目的、また商業目的での利用へ向けた関心が近年高まっている。2012年に連邦航空局（FAA）近代化及び改革法（P.L.112-95）が成立、2015年9月末までに無人航空機の全米空域システム（national airspace system）への統合を開始すると定めたことを受け、安全性やテロ行為のリスク、そして潜在的なプライバシー侵害のおそれ等が議論されている。2013年12月には同法に基づき、統合へ向けての研究及び実験場の運営を行う6機関が選定された。国内の空域に関する権限は連邦政府にあり、第113議会には無人航空機に関する複数の法案が提出されるとともに、2014年1月15日には上院委員会で関連の公聴会が開催されている。一方、2013年には40余州で無人航空機に関する法案が提出され、フロリダ州、イリノイ州等で成立した。プライバシーについて規定するものが多く、犯罪捜査への使用のための令状やデータ収集・保管の制限等を定めている。（海外立法情報課・ローラー ミカ）

【アメリカ】1988年検出不能な銃器法の延長

2013年12月9日に期限切れとなる1988年検出不能な銃器法（18 USC 922(p), 以下「1988年法」）を10年間延長する法律（P.L.113-57）が、同日、成立した。検出不能な銃器とは、樹脂製の銃器をいい、当該銃器は空港のセキュリティチェック等で検出が非常に困難であるため、1988年法では、全体を樹脂で製造した銃器は違法とし、合法的な銃器は、必ず金属部品を含まなければならないと規定した。しかし、近年、高性能な3Dプリンタが実用化されつつあり、これを用いると樹脂製の銃器が容易に製造可能となるだけでなく、金属部品が容易に着脱可能な銃器の作製が可能となるおそれがある。そのため、今回の審議の際、民主党議員が、合法的な銃器の定義を変更し、金属部品を取外し不可能なものとするよう条文の修正案を提出した。しかし、全米ライフル協会は、1988年法の延長そのものにも反対、他の利害関係団体は、延長には賛成したが同修正案には反対の立場を表明しており、修正案は採択されなかった。（海外立法情報課・井樋 三枝子）

【イギリス】 移民に対する福祉給付の規制

EU 法上、イギリス等の欧州連合（以下「EU」）加盟国民（以下「EU 市民」）には域内移動の自由があるが、2007 年 1 月 1 日のブルガリアとルーマニアの EU 加盟後 7 年間、他の加盟国は両国民の域内移動の自由を制限する経過措置を講じることができた。その 2013 年末の期限を目前に、EU 内先進諸国には、EU 法を濫用した福祉給付の受給を目的とする移住（「福祉ツーリズム」）への懸念が広がっている。イギリスでは、EU 市民の域内移動の自由に関する EU 指令（2004/38/EC）を実施する規則（SI 2006/1003）と求職者給付に関する規則（SI 1996/207）がそれぞれ 2013 年 12 月 3 日と 18 日に移民の福祉給付の受給制限を目的として改正され（SI 2013/3032 と SI 2013/3196）、2014 年 1 月 1 日から移民は入国後 3 か月間所得調査制求職者給付の申請ができなくなり、その住民資格の常居所審査が厳格化され、給付自体も原則 6 か月間に制限された。なお、物乞いや路上生活をした者は、国外退去後 1 年間再入国が禁止される。（海外立法情報調査室・河島 太郎）

【フランス】 国民と国会議員の発案による国民投票の実施細則

2008 年に憲法第 11 条が改正され、選挙人の賛成を得て、国会議員が特定の事項に係る法案に関する国民投票を発案できることとなった。しかし、現在まで当該発案の実施細則が定められていなかったため、2013 年 12 月 6 日に、これを定める組織法律（公権力の組織に関する法律）第 2013-1114 号が制定された。同法によると、国民投票への付託を望む法案は、国会議員の 5 分の 1 以上により議員提出法案の形式で憲法院に送付され、発案手続及び法案の規定の合憲性が審査される。合憲性が確認された翌月から 9 か月間、全国の人選選挙人を対象として、国民投票の実施に対する賛成を募集する。賛成が選挙人の 10 分の 1 以上に達したことを憲法院が確認した後から 6 か月間、両院において当該法案を審議しなかったときは、大統領は、同法案を国民投票に付託しなければならない（審議された場合は国民投票に付託できない）。なお、同法と同時に、法律第 2013-1116 号が制定され、賛成の募集に関する違法行為等について規定された。（海外立法情報課・服部 有希）

【フランス】 脱税対策の強化

脱税及び重大な財政経済犯罪の対策に関する 2013 年 12 月 6 日の法律第 2013-1117 号が制定された。同法は、脱税等の罰則並びに税務当局及び税関の権限を強化するものである。具体的には、脱税の捜査を専門とする国家税法違反取締班（brigade nationale de répression de la délinquance fiscale : BNRDF）の捜査対象に、脱税に関する資金洗浄を含めた。また、通常、脱税を行った者は、拘禁刑 5 年以下及び罰金 50 万ユーロ以下に処されるが、今回の改正により、組織的な脱税を行った者は、拘禁刑 7 年及び罰金 200 万ユーロに処されることとなった。さらに、組織的な脱税の捜査に際しては、監視、潜入捜査、通信傍受等の刑事訴訟法典に定める特別な捜査をすることができる。法人についても同様に組織的な脱税に関する規定が適用されるが、加えて、資産を没収することができる。また、脱税事件を専門とする検事として大審裁判所財政事件検事正（procureur de la République financier）が創設された。（海外立法情報課・服部 有希）

【フランス】 2013 年度補正予算法

2013 年 12 月に、2013 年度補正予算法（2013 年度補正予算に関する 2013 年 12 月 29 日の法律第 2013-1279 号）が成立した。2013 年度の財政赤字が政府予想を上回る見通しとなったことを受け、同法は、2013 年度の財政赤字目標を対 GDP 比 3.7%から 4.1%に緩和した。さらに、同法には、主に次のような税制改正が盛り込まれた。①中小企業への投資を促進するため、法人税の課税対象企業は、ベンチャー企業に投資した場合には、その投資額を 5 年間に分割して損金に算入することができる。②出国税（exit tax）は、従来、130 万ユーロ超の株式等の資産を保有する場合に、当該資産の外国への移転時の含み益を対象に課税されていたが、この基準が 80 万ユーロ超に引き下げられた。③付加価値税のうち、住宅改修費等にかかる軽減税率は 2014 年 1 月 1 日に 7%から 10%に引き上げられたが、2013 年末までに改修費の 30%以上が支払われ、2014 年 3 月までに支払いが完了するものについては、税率が 7%に据え置かれる。（海外立法情報課・服部 有希）

【ドイツ】 裁判所の手続の電子化のための民事訴訟法等の改正

裁判所の手続の電子化を促進する立法は 2001 年に行われていたが（BGBl. I S.1206, 1542）、国民の情報通信技術に対する不信感などから、期待どおりに進捗していなかった。また、州により電子化の実施状況が異なっていたことから、連邦全体で電子化を促進する必要性が認識されていた。このような背景により、裁判所の手続の電子化を促進するため民事訴訟法等が 2013 年に改正された（BGBl. I S.3786）。従来から、電子署名の上、申立書等の書面を裁判所に電子送信することができたが、これに加え、De メールによる書面の送信、裁判所・行政官庁メールシステムと 2016 年までに導入される弁護士メールシステム間の書面の送信も可能となる。裁判所の手続の電子化に関する規定は 2018 年から施行されるが、各州は事情に応じて統一的な電子化の開始時期を 2022 年まで遅らせることができる。2022 年以降、弁護士及び官庁は、裁判所への書面送付を電子的に行わなければならない。（海外立法情報課・渡辺 富久子）

【ドイツ】 道路交通法の改正による免許証点数制度変更

2013 年 8 月に道路交通法が改正され（BGBl. I S.3313）、自動車運転免許証の交通違反による点数制度が変更された。改正法は、一部を除き 2014 年 5 月 1 日から施行される。改正の目的は、複雑な点数制度を簡素化することであった。従来、違反行為につき 1～7 点が加算されたが、改正により 1～3 点が加算されることになり、累積点数が 18 点で免許が取り消されていたものが、8 点で免許が取り消されることになった。また、従来、環境ステッカーの所持のない環境ゾーンの走行等、交通安全と無関係の秩序違反についても点数が加算されていたが、改正後は、従来より高額の過料が科されるのみとなった。連邦議会の審議においては、違反者講習への参加により累積点数を減じることができる従来の制度について議論されたが、この制度は当面維持されることとなった。連邦道路交通研究所は、2019 年までに、講習への参加により運転者の運転態度が改善されるか否かを評価する。（海外立法情報課・渡辺 富久子）

【ドイツ】 秘密出産の制度化

1999年以降、様々な福祉施設や医療施設により赤ちゃんポストや匿名出産等の実践が行われてきた。しかし、その法規制はなく、戸籍法違反の可能性や子の出自を知る権利の侵害も指摘されていた。これらの問題を解決し、秘密出産を制度化するために、2013年9月、妊娠葛藤法等を改正する法律が公布された（BGBl. I S.3458）。改正法は、2014年5月1日から施行される。新設された秘密出産の制度では、秘密出産を希望する妊婦は、相談所の支援を受け、病院で出産することができる。子は、母の氏名を仮名として戸籍に登録される。その際、子の名は母が事前に決める。母の実名を記載した出自証明書は連邦家族・市民社会問題庁に保管され、子は16歳に達したときに、その閲覧を請求することができる。この制度は、子の出自を知る権利を保護すると共に、妊婦が秘密出産の制度を使いやすいように配慮したものであり、連邦家族省は、新制度が、従来の赤ちゃんポスト及び匿名出産に取って代わることを期待している。

（海外立法情報課・渡辺 富久子）

【スウェーデン】 失業保険制度の改正

スウェーデンの失業保険制度は、任意保険と基礎給付（全ての失業者に給付）からなり、運用は、業種・職種別の民間の失業保険金庫（以下「金庫」）が行っている。金庫は、失業保険監督庁が監督しており、金庫による失業保険給付は国の費用で行うが、金庫が失業者に給付した額の一部は、雇用主、加入者全員から保険料として徴収され、負担金として国に納付される。この仕組みは、労使双方に再就職への強い意欲を持たせるため、2007年施行の失業保険金庫法改正（SFS 2006:1545）により導入されたもので、失業者が多い（失業保険受給者の多い）金庫の加入者やその雇用主の保険料負担が増大する仕組みである。国に対する金庫の負担金には、財政負担金及び失業負担金があるが、今回の失業保険金庫法改正（SFS 2013:936, 2014年1月1日施行）では、これらのうち、金庫加入者の失業率が大きく反映する失業負担金が廃止された。政府は失業負担金廃止の条件として、労使が低技能若年層の雇用強化等に関する取決めを妥結することを条件としており、これが成立したことで、法改正が実現された。

（海外立法情報課・井樋 三枝子）

【ロシア】 ソチ・オリンピックの開催に関する治安対策の強化

2013年8月19日、ロシアのプーチン大統領は大統領令第686号「第22回冬季オリンピック及び第11回冬季パラリンピック期間中の治安対策の強化について」に署名した。同大統領令は、オリンピック及びパラリンピックが開催されるロシア南部のソチ周辺を管理区域と立入禁止区域に区分し、管理区域には警察による手荷物検査等を受けなければ立ち入ってはならないと規定するとともに、立入禁止区域については業務上必要な場合を除いて立入りを禁止した。ソチ市外から市内に移動する際は、ロシア政府から特別の許可を得た交通手段及び緊急車両を除き、鉄道以外の交通手段を利用することも禁止された。2014年1月4日には、大統領令第1号によって上述の大統領令第686号が改正され、オリンピック及びパラリンピックと無関係の集会やデモを2014年1月7日から3月21日の間に実施する場合には、内務省及び連邦保安庁の許可を得なければならないとの規定が追加された。

（海外立法情報課・小泉 悠）

【韓国】 災難及び安全管理基本法の改正

2013年8月、韓国の災害法制の基本法である「災難及び安全管理基本法」が改正された。一部条項を除き2014年2月に施行される。法改正により、災害類型が従来の3類型（自然・人的・社会的）から2類型（自然・社会的）に整理され、人的災害と社会的災害の重複の解消が図られるとともに、大規模災害発生時は安全行政部長官（総務大臣に相当）が本部長を務める中央災難安全対策本部を中心に対応する体制が整備された。安全行政部長官に対し、新たに中央事故収拾本部（各省庁に設置される災害対応組織）の本部長（各省庁の長）に対する指揮権が与えられたのを始め、全般的に安全行政部の権限及び機能が強化された。また、指揮系統の混乱を防ぐため、災害現場に統合指揮所を設置することを可能とする規定も新設された。他方、「安全文化」の振興に関する章も新設され、中央行政機関及び地方公共団体に対し、安全文化活動の積極的な推進が義務付けられた。

（海外立法情報課・藤原 夏人）

【韓国】 国家安全保障会議(NSC)の機能強化

国家安全保障会議（以下「NSC」）は、大韓民国憲法第91条に規定された大統領の諮問機関であり、組織、職務範囲等は、国家安全保障会議法（以下「NSC法」）で定められている。NSC法の規定により、現在、NSCは大統領、國務総理、外交部長官、統一部長官、国防部長官、国家情報院長等で構成されている。従来、NSCには、その運営を補佐するための常任委員会及び常設事務局が設置されていたが、李明博（イ・ミョンバク）前大統領在任中の2008年2月にNSC法が改正され、両者とも廃止された。しかし、2013年12月、北朝鮮の有力政治家であった張成沢（チャン・ソンテク）氏が処刑されるなど、朝鮮半島をめぐる情勢が緊迫していることを背景に、朴槿恵（パク・クネ）大統領はNSCの機能強化を図るため、常設機関を復活させる意向を明らかにした。与野党協力の下、関連法案の国会審議が迅速に行われた結果、2014年1月10日にNSC法が再改正され、常任委員会及び常設事務局が再び設置されることが決まった。

（海外立法情報課・藤原 夏人）

【韓国】 カバードボンド法の制定

近年、韓国において、金融機関等の新たな資金調達手段としてカバードボンドの活用が議論されている。カバードボンドとは担保付債券の一種であり、発行機関（金融機関等）及びカバール（発行機関が提供する担保）の両者の裏付けを有することから、比較的安全性の高い債券といわれる。2014年1月14日、「二重償還請求権付債券の発行に関する法律」（カバードボンド法）が制定され、韓国におけるカバードボンドの法的根拠が整備された。発行機関は、原則として資本金1千億ウォン以上、BIS規制による自己資本比率10%以上等の要件を満たしている金融機関等に限られ、発行に際しては金融政策等を所管する金融委員会に発行計画及びカバールに関する事項を登録しなければならない。また、カバールについては、住宅ローン債権、国債、地方債、現金等で構成すること、最低カバー率を105%とすること、発行限度額を総資産の100分の8以下の範囲において大統領令で定める額とすること等が規定された。

（海外立法情報課・藤原 夏人）

【韓国】著作権保護期間の延長等の最近の著作権法改正

韓国と EU 及びアメリカとの間で締結した自由貿易協定（FTA）の知的財産権関連規定を国内法に反映させるため、2011年6月及び同年12月に相次いで著作権法が改正された。改正条項のうち、著作権及び著作隣接権（放送に関するものを除く）の保護期間 50 年を 70 年に延長する規定は、施行まで一定の猶予期間が設けられていたが、それぞれ 2013 年 7 月及び同年 8 月に施行された。一方、2013 年 7 月の同法改正により、聴覚障害者の著作物の利用権に関する条項が新設され、著作物を手話へ変換し、複製、配布、公演及び公衆送信をすること並びに一定の要件を満たす聴覚障害者用施設において、著作物に含まれる音声等を字幕等へ変換し、複製、配布、公演及び公衆送信することが可能となった。さらに、2013 年 12 月の同法改正により、原則として国又は自治体が著作権を有する著作物は自由に利用できるとする条項が新設されるとともに、学校の授業等の目的で利用できる著作物の利用形態に展示及び公衆送信が追加された。（海外立法情報課・藤原 夏人）

【韓国】都市再生活活性化及び支援に関する特別法の施行

韓国では現在、全国約 65%の邑・面・洞（市・郡・区の下部行政単位）で人口減少や産業停滞の兆候が見られ、都市再生が急務となっている。この問題に対処するため、2013 年 6 月 4 日に「都市再生活活性化及び支援に関する特別法」が制定され、12 月 5 日に施行された。同法では、10 年ごとに「国家都市再生基本方針」を策定するとともに、「都市再生特別委員会」を設置して、関連政策を総合的に推進することが定められている。その規定に基づき、12 月 31 日に公告された「国家都市再生基本方針」では、既存市街地の再生、財政支援の拡大、金融支援と規制緩和、地域社会の活力強化の 4 項目が打ち出された。2014 年 1 月には、政府の最初の支援策として、「都市再生先導地域」（同法第 33 条）の公募が始まった。①都市経済基盤型（経済効果が大きい複合開発事業。2 地域）、②近隣再生型（中心市街地の活性化事業。9 地域）の別に指定された各地域は、同年 4 月から、原則 4 年間 50%を上限に事業費の国費支援を受ける予定である。（関西館アジア情報課・福山 潤三）

【中国】労働矯正制度の廃止

労働矯正（中国語では「労働教養」。労働による再教育のこと）制度とは、警察が司法手続を経ずに実質的な懲役刑を科す制度で、1957 年、「労働矯正問題に関する国務院の決定」に基づいて導入された。その後、1979 年の「労働矯正に関する国務院の補充規定」により、期限が最長 4 年とされ、制度運用における管理監督が強化された。2012 年末現在、全国 351 の労働矯正施設に約 5 万人が収容されている。麻薬常習や軽犯罪などがその対象となるほか、反政府的な市民を隔離する手段としても用いられ、人権侵害として各国から批判されてきた。国内でも、治安管理处罰法や薬物禁止法の施行、刑法改正など関係法整備が進む中で、制度存続の是非が議論されるようになっていた。2013 年 11 月 12 日、中国共産党中央委員会第 3 回全体会議（3 中全会）で制度廃止の方針が決定され、同年 12 月 28 日、全国人民代表大会常務委員会が下した「労働矯正関係の法律・規定の廃止に関する決定」により、制度の廃止が正式に決まった。（海外立法情報調査室・岡村 志嘉子）

【中国】畜産環境汚染の対策強化

中国では近年、畜産業の成長が著しく、家畜家禽の飼育規模も拡大している。それに伴い、糞便や汚水など飼育過程で発生する廃棄物が急増し、農村における環境汚染の主な原因の1つとなっている。2013年10月8日、国務院第26回常務会議で可決された家畜家禽規模飼育汚染防止条例は、一定規模以上の飼育施設・区域において、環境汚染防止対策と廃棄物の無害化処理及び利活用を進め、環境保護、住民の健康維持及び畜産業の健全な発展を図ることを目的とする。条例が適用される飼育施設・区域の規模の基準は、各省・自治区・直轄市政府がそれぞれ実情に合わせて定めるが、放牧には適用されない。条例は、県級以上の地方政府に対し、汚染源に対する規制の強化、環境負荷を十分考慮した飼育品種・規模の決定など合理的な畜産振興計画の策定を求めている。また、飼育施設・区域に対し、廃棄物を利用した有機肥料の加工、メタンガスの採取などを奨励している。条例は2014年1月1日から施行された。

(海外立法情報調査室・岡村 志嘉子)

【中国】一人っ子政策の緩和

中国は1979年以来、人口の急増を抑制するために、農村部や少数民族などの例外を除き、夫婦間の子供を1人に限る計画出産政策を実施してきた。その結果、現在では合計特殊出生率が約1.5にまで低下し、人口の減少傾向が加速すると同時に、高齢化や労働力人口の減少も急速に進みつつある。それに歯止めをかけるため、2007年以降、都市部でも夫婦共に一人っ子なら第二子が認められるなど規制が緩和されてきた。2013年11月12日、中国共産党中央委員会第3回全体会議(3中全会)は、それを更に進めて、長期的な人口バランスと持続可能な経済成長を実現するために、計画出産を国の基本政策として堅持しつつ、夫婦の一方が一人っ子ならば第二子を認めるとする方針を決定した。全国人民代表大会常務委員会も同年12月28日「出産政策の変更改善に関する決議」を採択し、人口・計画出産法の規定等に基づき、各省・自治区・直轄市がその実情に合った施策を進めていくよう求めている。

(海外立法情報調査室・岡村 志嘉子)

【マレーシア】個人情報保護法の施行

2013年11月15日、個人情報保護法(法律第709号)が施行された。同法は、2010年5月に国会を通過し、同年6月に公布されたものの、施行が数度にわたって延期されていたもので、商取引における個人情報の処理を規律するマレーシア初の法律である。同法は、商取引に関する情報で、自動化された装置によって処理され、個人を特定することが可能なもの等を個人情報と定義し、それを処理し、又はその処理を監督し、若しくは委託する者を情報利用者と定義して、本人の同意なき個人情報の処理の禁止、個人情報の処理に関する本人への通知義務、本人の同意のない個人情報の開示の禁止等情報利用者が遵守すべき7つの個人情報保護原則及びそれらに違反した場合の罰則を定める。また、通信、金融、保健等施行細則で定める事業を行う情報利用者に対して、同法の施行から3か月以内の個人情報保護委員への登録申請が義務付けられた。

(海外立法情報課・坂野 一生)

【ミャンマー】雇用及び技能開発法の施行

2013年8月30日、雇用及び技能開発法案が連邦議会において可決され、同年12月1日に施行された(2013年連邦議会法第29号)。同法は、1950年雇用・訓練法を廃止して、雇用の創出と労働者の技能開発に関し改めて規定を置く。同法は、政府機関の正規雇用を除き、雇用から30日以内の雇用契約書作成を使用者に義務づけ、当該契約書には職種、試用期間、報酬、勤務地、契約期間、勤務時間、休暇、超過勤務等21の事項を明記しなければならない旨を定める。また、使用者は、当該雇用契約の写しを所定の期間内に所管官庁に提出し、承認を得なければならない。同法は、労働者の技能開発基金の創設、使用者の同基金への掛金納付義務、契約締結義務違反や同基金への納付義務違反に対する罰則等についても定め、同法の規定違反に対する罰則に加え、雇用契約に規定する事項に違反した場合にも刑事罰を科す規定が設けられた。

(海外立法情報課・坂野 一生)

【ベトナム】土地法の改正

2013年11月29日、ベトナム国会は、改正土地法を圧倒的賛成多数で可決した。ベトナムにおいては、土地は全人民の所有であり、私人が取得できるのは、土地を継続的かつ独占的に利用する権利である「土地使用権」に限られる。今回の改正は、この原則を維持した上で、2003年に制定され、2004年に施行された土地法の内容をより簡明にし、土地使用権の概念の明確化、再整理を行うとともに、国が土地使用者の土地を収用する手続、補償等について新たに詳細な規定を設けた。また、公定地価については、政府に対して、5年ごとに土地種別に応じた評価額の査定を義務づける。ベトナムでは、政府の土地収用などにより、住民の立退き問題や反対運動が起きているが、今回の改正で土地収用及び補償の手続の明確化が図られた。また、議論の過程においては、国民から700万件を超える意見が寄せられた。改正土地法は、2014年7月1日に施行予定である。

(海外立法情報課・坂野 一生)